

戦後初期の学校体育改革について

——「学校体育指導要綱」の成立過程を中心として——

坂 入 明

はじめに

現在、日本の学校教育制度の中で学校体育、とりわけ教科体育は小学校から大学に至るまで、人間形成の見地からすべての児童・生徒・学生に対して必修としてその教育課程に位置づけられている。その際、小学校から高等学校段階における体育の諸活動は、特に体育の教育課程の編成やこれに則って行われる体育教育の実践は、学習指導要領との関係を離れて考えることはできない。大
学体育においてもこれらを背景とせずには十分な成立はありえないといえよう。今日このように学校体育の実践と学習指導要領との問題はいづれにしても無視すること

はできないことである。

ところで、このような制度が新しく確立されたのは戦後の体育改革の展開の中で、米国の指導、助言に基づきながら、日本側でも体育改革のために多くの積極的な検討、努力が積み重ねられたからである。この改革は、戦後初期の非軍事化、民主化の基本的政策に沿って、戦前の軍国主義体育の払拭を手はじめとして着手されたのである。そして、そこで実施された改革は戦前と対比すると大きな断絶を有する転換であったといえるのである。
この点を例えば、体育教育の目的の側面から略言するならば、戦前の皇国民錬成のための軍国主義体育から戦後の民主的人間の形成をめざす民主体育は、すなわち旧

体育から新体育へ向って、一八〇度の転換がなされたと考えることができるのである。また、学校体育の教育課程、とりわけ学習指導にかかわる学習指導要領の観点からいえば、体錬科教授要項(目)に基づく体錬(科)から学習指導要領体育編に基づく体育(科)への転換であったということができよう。

本小論はこのような問題意識の下に、戦後初期の体育改革の進行の過程で、特に学校体育の改革について、米国や文部省の司令、通達等によって体錬的戦時体育が禁止され、同時に新しい戦後の民主体育の模索が開始され、それらが最終的に戦後の学校体育の原点でもあり、初めての体育の学習指導要領ともいえるべき「学校体育指導要綱」の誕生に集結されていく点に焦点を当てて、戦後の民主的学校体育の形成過程を究明してみようとするものである。

一 戦時体育の払拭と新体育の模索

(一) 体育の非軍事化と民主化

ポツダム宣言の受諾によって、一九四五年八月一五日太平洋戦争は、日本の無条件降伏によってその終止符が

うたれた。これによって敗戦国日本は、マッカーサーを総司令官とする連合国によって、実質的にはアメリカの単独占領であったが、占領管理下におかれるという状況を經驗することになった。そこで、これまで国家総動員体制を敷いて、総力戦下にあった軍国主義国日本は、政治、経済等社会体制全般にわたって、占領軍の強力な影響下で所謂非軍事化、民主化政策がとられるようになったのである。このようにわが国は、敗戦を境として平和的、文化的国家の建設や民主的人間の形成が叫ばれるようになり、従来の方針とは一八〇度の方向転換をよぎなくされたのである。この非軍事化と民主化との二つの政策は、ポツダム宣言の精神とも合致するものであり、日本から極端な国家主義と軍国主義を排除して、民主的國家育成のために戦後初期のアメリカの占領政策、すなわち日本の戦後改革の大前提となったものである。

そこで、当然この基本方針に沿って、戦後日本の教育改革は、戦時体制下にあった軍国主義教育の理念、制度、内容、方法等全般に対して大きな改革が断行されたのである。この改革は当初、占領軍総司令部と文部省から出された、一連の司令、通達等からも理解できるように、

戦時下の軍国主義教育に対するさまざまな禁止的事項を中心とする、暫定的処置から開始されることになった。しかし、これらの消極的な司令、通達等には同時に、教育の民主化へ向って数々の積極的で基本的な新しい理念が内在していたことは容易に理解できるのである。この戦後の教育改革については略言するならば、教育勅語に基づく封建的な天皇制イデオロギーを核とする、軍国主義教育による皇国民錬成すなわち臣民形成から、戦後の憲法、教育基本法制に基づいて、平和と民主的社会的建設を求める民主的人間の形成を目的として、教育のさまざまなレベル、領域で行われた転換であったと考えることができるのではなからうか。

このことは戦後の体育の改革についても同様であった。もう少しこの点について詳しくながめてみることにしよう。戦前、学校教育のなかで従来体操科といわれていた教科目名は、国家主義、軍国主義教育の次第な昂揚とともに、一九四一年に体錬科と教科目名の変更がなされた。この体錬科はその中味も一層軍事的要素が加味され、体操、武道、教練の三つを柱とするものとなり、皇国民として潤達で剛健な心身と献身奉公の実践力を培うことが

要求されるようになったのである。このように戦前の学校体育では、戦争遂行の一助となるような皇国民の錬成の観点が重要視されたといえる。ここで体錬科は「身体ヲ鍛錬シ精神ヲ錬磨シテ潤達剛健ナル心身ヲ育成シ献身奉公ノ実践力ニ培ヒ皇国民トシテ必要ナル基礎的能力」⁽¹⁾を養成することを第一目的としたのである。

しかし、戦後は平和的な国家社会の形成者としての健康な国民の育成のための体育教育にその基礎を置くようになり、学校体育の目的も大きく転換されたのである。

そこで戦後の新しい学校体育の基礎となり、一九四七年八月二〇日に出された「学校体育指導要綱」では、「国民の一人一人が健康で有能な身体と、善良な公民として社会的、道徳的性格を育成する」⁽²⁾ために、教科目名も体錬(科)から体育(科)へと改称されたのである。その目的とするところも「体育は運動と衛生の実践を通して人間性の発展を企図する教育である。それは健全で有能な身体を育成し、人生における身体活動の価値を認識させ、社会生活における各自の責任を自覚させることを目的とす」⁽³⁾と規定されるようになった。このような新しい体育概念の下に戦後の新体育は発足したと考えてよい

であろう。

さて、以上概略したようないわば戦時下の軍国主義体育としての旧体育から、戦後の民主的体育としての新体育への転換を占領軍総司令部や文部省から出された司令や通達を中心にして、具体的にみていくことにしよう。

先のポツダム宣言の精神に沿って一九四五年十月二十二日、占領軍総司令部は「日本教育制度ニ対スル管理政策」を司令した。これは「軍国主義及び極端ナ国家主義的イデオロギーノ普及ヲ禁止スルコト、軍事教育ノ学科及び教練ハ凡テ廃止スルコト」⁽⁴⁾、「現行ノ教科科目、教科書、教授指導書ノ他ノ教材ハ出来得ル限り速カニ検討セラレルベキデアリ、軍国主義的乃至極端ナル国家主義的イデオロギーヲ助長スル目的ヲ以テ作成セラレタル箇所ハ削除セラレルベキコト、教育アル平和的且ツ責任ヲ重ズル公民ノ養成ヲ目指ス新教科目、新教科書、新教師用参考書、新教授用材料ハ出来得ル限り速カニ準備セラレ現行ノモノト代ヘラルベキコト」⁽⁵⁾等の内容を含んだものであった。これはいわば基本方針に沿って教育の非軍事化、民主化のために、占領軍がわが国の教育に対して暫定的に出した最初の司令と理解することができるのである。

文部省はこの司令に従って体育に関して十一月六日、「終戦ニ伴ウ体錬科教授要項(目)取扱ニ関スル件」、「武道ノ取扱ニ関スル件」の二つの通達を出した。後者は前者の中にも述べられているが、武道の授業を学校教育の中で中止するという指示を、さらに教科外の校友会等によって行われる部活動としても禁止することを内容とするものであった。

さて、「終戦ニ伴ウ体錬科教授要項(目)取扱ニ関スル件」は、従来学校教育の中で行われていた体育科目すなわち戦時中の体錬科に対して、戦後の「新事態ニ即応」するように改めるための暫定措置として文部省から出された、体育指導に関する具体的な指示であった。これは体育の教育内容の中から武道(剣道、柔道、薙刀)、教練、軍事的教材を中止することを先ず述べ、籠球、排球、野球等スポーツ教材を適切に加味させることを述べている⁽⁶⁾。いわば体操中心からスポーツへの転換を示したものと見えよう。方法面においても画一的指導を排除することや児童・生徒に適する教材を与えるなど児童中心へ向っての改革を求めたものであったといえる。

この指令が出されても当時の教師にとって、旧体育か

ら新体育への転換は容易なものではなかった。そこで文部省は二月二六日、「終戦ニ伴ウ学校体錬科関係事項ノ処理徹底ニ関スル件」を出さなければならなかった。これは先の十一月六日の通達を一層徹底し、それを再確認するといった程度のものであった。このように新体育への転換は、主観的にも客観的にも諸条件が許さず、その実施までに大きな障害や大変な苦勞があったことはさまたげな事例が示す通りである。⁽⁷⁾ また、アメリカ軍の出先機関軍政部との教育現場での数々のトラブルも報告されている。

そこで文部省は一九四六年六月二八日、「秩序、行進、徒手体操実施ニ関スル件」を通達した。これは題目の示す通りであるが、学校体育は先の二つの通達で「万全を期せられていることと存じますが尚細部については種々疑問等も生じ、そのため指導の上に積極性を欠いている」⁽⁸⁾ 様子が教育現場に見られるので、特に秩序運動、行進、徒手体操が画一的で命令的な軍国主義調にならないように事例を付して示したものである。

以上要するに、一九四五年十月二二日から一九四六年六月にわたって出された司令や通達は、従来体錬科教授

要項(目)に従って実施されていた軍国主義に基づく戦時体育が、体操、武道、教練を柱として上から教師によって命令的、画一的に集団による一斉指導の形態をとって行われていたものであったが、このような旧体育に対して、軍国主義と極端な国家主義的要素を極力排除して、新しい民主的体育教育の確立のために、先の基本線に即して、引き続き出された、暫定的一連の消極的通牒であったと理解することができる。

しかし、そこには禁止や中止の事項と同時に体育の民主化や建設へ向っての積極的な具体的事柄も見落すことはできないのである。次節では新体育を積極的に形成していったいくつかの要因についてとりあげてみよう。

(二) 新体育の模索

戦後の教育改革のなかで、やや体系だった最初の方針はなんとといっても一九四五年九月一日に文部省が出した「新日本建設ノ教育方針」である。これは戦後まもなく前田多門文相下に文化国家、道義国家の建設を基調として、従来の国体護持路線堅持の考え方の下にはあるが、教育全般にふれて改革へ向けての積極的且つ建設的な意見が多分にもりこまれているものとして注目できる

ものである。その中で体育の改革についても一項もうけ、「明朗闊達ナル精神ヲ涵養スル為メ大イニ運動競技ヲ奨励シ純正ナルスポーツノ復活ニ努メ之が学徒ノ日常生活化ヲ図リ以テ公明正大ノ風尚ヲ作興シ将来国際競技ヲ通ジテ世界各国ノ青年ニ友好ヲ深メ理解増進ニモ資セシメン」と述べている。ここには従来の体操教材中心の学校体育から、戦後の新体育の特色の一つであるスポーツ教材を樂天的に重視する傾向がすでに示されているのである。またここには旧体育の高圧的な暗い体育から明るい体育への転換も窺われ、早くも新体育へ向っての模索の跡を見出すことができる。

このような戦後の新体育建設の進展の中で、前節で述べたような一連の禁止的指示が出されたのであるが、その中には新体育へ向っての積極的な建設的内容も多く含まれていたのである。この節ではこのような角度からもう一度十一月六日の「終戦ニ伴ウ体操教授要項(目)取扱ニ関スル件」をながめてみよう。

この通達はその冒頭にあるように、戦前に作られた体操教授要項(目)は戦後教育改革の基本路線とはもはや合致しなくなったので、その古い教授要項(目)の取

扱には「根本的刷新ノ要アル」ために出されたのである。だから、武道や教練は当然のこと、その他軍事的、教練的な教材は取り除き、要項(目)中に示す教材の外に籠球、排球、野球等適切なスポーツ教材を含めて指導することを述べているのである。このように一連の通牒には戦後の新体育へ発展する目的、内容、方法等にわたるさまざまな新しい体育概念へ結実する事柄が多く含まれていたと理解することができるのではなからうか。

この諸指令によって次第に新体育は模索され、その輪郭はおぼろげながらせめられてくる観を呈してきたのである。このような状況の中で、若狭会内に設置された新日本教育研究調査会から、「新日本教育建設ニ関スル意見」¹⁰⁾が発表されたのである。この報告は戦後の日本の新しい教育全般にわたる理念を体系的に示しながら、第四項で学校体育についての節を設けて、戦後の新体育の建設に対する考え方を述べている。全体的には先の「新日本ノ教育方針」や「終戦ニ伴ウ体操教授要項(目)取扱ニ関スル件」の主張に調子を合わせているが、さらに具体的に体育の新しい教授要目制定の必要性や新しい体育の指導法、各学校段階での体育の授業時数等を具体

的にとりあげ、そのうえ大学体育の新設のことまでに行っている点等に斬新さがあらわれているのである。

このように次第に高まる新体育形成の気運の中で、新体育の方向を決定する点からも見落すことのできないのは、戦後の体育改革に重大な影響を及ぼした第一次「米國教育使節団報告書」である。

一九四六年三月五日、ストダートを団長とする教育専門家二七名からなる米國教育使節団の来日は、その後の日本の教育改革の基本路線を確立するためにも決定的役割を果たしたものと考えられている。使節団は日本側の委員会とも協議しながら、約一カ月にわたってC・I・E⁽¹¹⁾(民間情報教育局)の立てたあらかじめの計画に従って、四つの分科会に分かれて日本の教育についての調査、研究を行った。その結果、先の基本線に沿って戦後日本の教育改革に対する全般的で具体的な勧告案を作成し、三月三十一日最高司令官マッカーサーに「平和国家への道」と題する「米國教育使節団報告書」を提出した。この報告書は戦前の日本の軍國主義教育を鋭く批判し、教育の民主化のために、教育の原理、方法、制度等全般にわたる抜本的改革の基本的着眼点を体系的に示している。こ

のような民主的、自由主義的な姿勢は、当然体育の改革に対しても示されており、戦後の体育改革に関する重要な指摘がなされているのである。

この報告書の保健体育の分野の責任者はアイオア州立大学のマックロイ(C. H. MacLoy)⁽¹²⁾であった。報告書は「保健教育と体育」の冒頭で、「保健教育と体育は、カリキュラム改革の重要なことを折よくまた都合よく例証するものである⁽¹³⁾」と述べている。また、再び報告書の要旨にも「保健衛生教育及び体育の計画は教育全体の基礎となるものである⁽¹⁴⁾」と断定し、日本の体育改革には非常な関心を示しているのである。これらの主張には戦前学校教育の中で戦争遂行のために重大な役割を演じた体錬科の民主化改革こそ、戦後教育改革の一つの指標になると米國が考えていたことが窺えるのではなからうか。またそれは、学校教育の中で行われていた武道、軍事教練等の廃止により、発育途止にある「青少年は当然うくべき健康と体力と娯楽の機会をとりもどす⁽¹⁵⁾」ことができるようになったからでもある。そこで、体育や健康の問題が注目されるようになってきたのである。しかし、報告書には戦前の体錬や体操科的性格を帯びた旧体育から脱

皮し、保健教育、体育、レクリエーション (Health Education, Physical Education and Recreation) を含む新しい体育概念によって、民主的、科学的に体育を捕えなおして、学校教育の上に位置づけることの必要性を強く米国が訴えていることを読みとれるのである。

保健教育については、従来「生理も衛生も、実際にはほとんど教えていない⁽¹⁶⁾」と決めつけ、戦前の衛生教育についての欠点を指摘しながら、新しい科学的な方法による保健教育への刷新を述べている。

体育については、従来の体力、技術一辺倒の体操科的なものに対して、「身体を強壮にし、調整し、身体の技術を教授する外に、スポーツマンシップと協力との精神とが有する固有の価値⁽¹⁷⁾」を十分認識すべきことを述べている。そこで体育、スポーツの正しい普及のために、体育施設の整備はもとより、女子体育の充実、体育指導者養成、大学体育の創設等に対する勧告を行っているのである。また特に、学校教育の中に従来の体錬科教授要目に変わる民主的な教育課程を確立するために、体育の学習指導要領の作成を提案している。そのためには実際に教育指導に携わる「教師からなる委員会」で教師用参考書

の起草を企図⁽¹⁸⁾することを提言している点に、特に注目できるのである。なぜならこの教師用参考書の起草勧告は体育の指導要領作成のために、すなわち次節で述べるようにその研究のための「学校体育研究委員会」の設置や「学校体育指導要綱」の作成にとって直接有力な契機になったからである。

この報告書の発表を待って、五月一五日文部省は総司令部の示唆と指導の下に、教師のための新教育手引書として「新教育指針」第一分冊を出版した。この「新教育指針」は、先に文部省が戦後まもなく出した「新日本建設ノ教育方針」と比較してもわかるように、従来の国体護持路線も影を潜め、民主主義教育の具体的方向性や細かな方法論が述べられる等、戦後の教育改革論の進展を示しているものといえよう。この指針は基本的にはやはり総司令部の四大教育司令や「米国教育使節団報告書」の示す線に沿うかたちで、軍国主義教育を排除し、日本の民主化をおしすすめるための教育について述べているといえる。全体は二部編成になっており、第一部の前編は「新日本建設の根本問題」、後編は「新日本教育の重点」をとりあげ、第二部は「新教育の方法」と題して民主教

育の方法論を具体的に展開している。

体育に関しては第一部後編の第五章で「体育の改善」⁽²⁰⁾と題して一月一五日に第三分冊として発行された。この中で、体育は平和国家、文化国家を建設する民主的の間にとって強壯な身体や健康は必要条件であるとの基本的考え方の下に展開されている。そのために従来の「競争を目あてとして行われた体育」⁽²¹⁾から、先の通牒に従って武道や教練等を取り除き、そのかわり新に「自主的な活動を通じて明朗な気分、協力と秩序を導ぶ精神、公正な競争心、責任観念、忍耐力などを養う」⁽²²⁾うえで効果の多いスポーツ教材の活用を勧めているのである。⁽²³⁾また指導法についても従来の軍国主義的な画一主義を排し、生徒の性質や発育、運動能力、栄養状態などを考え、個性に応じた指導や生徒の自主的能動的活動を教育上大切にすべきことを主張している。そのために「一斉指導の代りに個別指導、あるいは班別指導の形式をもってすること」⁽²⁴⁾を重視しているが、この点は新体育の特色の一つでもある。さらにたのしい体育の指導や生活体育の主張が見られる。このような新体育の実施のために、施設の整備と用具の工夫、教材の簡易化、全校生徒参加の各種ス

ポーツの校内大会の開催等を具体的に示している。

一方、広い意味の体育には保健衛生教育が含まれるとして、従来はこの点に関する教育、特に公衆衛生が欠けていたことを指摘している点は使節団報告書の主張と同様である。

このような「体育の改善」の中にみられる体育や保健に関する数多くの主張はどれも、戦後学校体育の改革の過程で新体育を形成していく上での重要な要件となっていくのである。

これを要するに、日本の戦後の新しい民主体育の確立のためには、占領軍総司令部やC・I・E等米国側から種々の司令や勧告が出されることが必要であった。そしてこれらの果たした役割は決定的に大きかったと考えることができよう。しかし、一方わが国においても文部省を中心として民間でも、米国指導下に先の非軍事化、民主化の基本線に沿って、新体育の形成のために多くの検討、努力が重ねられていたのである。このような新体育模索の過程で戦後学校体育の新しい概念が方向づけられ、教育現場では空白と混乱の中から次第に新しい実践が試みられるようになっていくのである。戦後初期のこのよう

な状況下にやがて新しい六三制による学校教育の実施が一九四七年四月からと決定されるのである。このことは体育の新しい指導要領を必然的に要求し、そのためにこれまでの研究、努力の成果を踏まえて、戦後初めての体育の学習指導要領、すなわち「学校体育指導要綱」の作成のための準備がいよいよ開始されることになるのである。

二 学校体育指導要綱の制定過程

前節で述べてきたように、戦時体育の払拭と新体育の模索のための種々の努力は、結局戦後の学校体育の初めての学習指導要領として「学校体育指導要綱」に結実するのであるが、これに至るまでにはもう少しの時間と検討が必要とされたのである。

文部省としては、一九四五年一月六日の通達「終戦ニ伴ウ体錬科教授要項(目)取扱ニ関スル件」の時点で、すでに戦前の要項に変わる、つまり新教育理念に合致した教授要項の作成については当然考慮していたのである。それは、「終戦ニ伴ヒ屢次通牒セル方針ニ則リ、国民学校体錬科教授要項並ニ中等学校体錬科教授要目ハ根本的

刷新ノ要アルニ鑑ミ目下本省ニ於テ鋭意検討中ニシテ不日改正公布相成ベキ」と述べているところからも知ることができるのである。さらに、翌年六月二八日の「秩序、行進、徒手体操実施に関する件」に付した質疑応答書に「将来学習指導要領体育編ができ……現在指導要領案が検討されつつあつて間もなく決定の上配付される」と述べている。このように文部省では戦後当初からすでに新指導要領の作成に着手していたことが窺えるのである。

これと符合するように高田通は「教練及武道は体錬科の課目としては勿論教授要目及課外体育施設より全面的に削除されたのであるが、残る体操に於てもその要目は総て戦時中に制定されたものであるために之に対しても根本的に刷新する必要があるので目下文部省に於て鋭意検討中であるから新学年には間に合うように改正公布されるであろう」と述べているところからもこの点は理解できるのである。

このような状況の下で、先に述べたように戦後の教育改革の主要な原動力となった「米国教育使節団報告書」が出されたのである。この報告書で戦後の新しい学校体育の実施のために「教師から成る委員会が新教師用参考

書の起草⁽²⁸⁾が勧告されたのであった。この点については先に述べたように新体育の学習指導要領の作成過程で、この報告書の果たした役割は絶大なものがあつた。

このようにして、いよいよ文部省も指導要領作成のために具体的に動き出し、一九四六年四月「全国各地方の学校体育指導者の新しい体育の希望意見を各都道府県の体育担当地方事務官を通じて取りまとめ⁽²⁹⁾」たのである。

六月三、四、五日「全国体育担当地方事務官会議」が文部省の主催で東京女子高等師範学校で開かれたのである。そこでの会議内容は文部大臣への答申にあるように、民主的な新体育の理念にはじまり、体育全般にわたつていたが、なかでも学校体育の民主化について文部省の方針が述べられた点に注目できる。また体育の指導要領に關しては文部省が「大綱を示し府県に於ては之を受けて地方事情を加味して大綱を示し各学校は情況に應じて創意工夫を加へ学校としての特色を發揮する。……つとめて大綱に止め地方及び学校指導者の創意工夫に任せる。この為現在の指導者に対する再教育、指導者相互の協議会、指導者会、研究会等の助長發展につとめる。地方に於ても管下の学校指導者の創意工夫に任せ自発的研究心

を起す如く指導されたい⁽³⁰⁾」と述べている。ここには従来の指導要目と違つた、拘束性の非常に弱い戦後初期の学習指導要領の手引、試案として、教師の自由な創意工夫を促す性格を明確に把握することができるのである。

また、この事務官会議でまとめられた「体育担当地方事務官の学校体育指導要目制定に關する改正意見⁽³¹⁾」は、新要綱にとり入れられる学校体育の目的、内容、方法等に関する多くの重要な事柄、すなわち例えば体操科から体育科へと名称変更のこと等が含まれており、指導要綱の成立にあつて特に注目すべきものである⁽³²⁾。

このように、次に述べる「学校体育研究委員会」の設置以前から、体育担当地方事務官会議や文部省内で、新指導要領作成の準備作業がかなり長期にわたつて検討されてきたことが理解できるのである。これはいよいよ文部省としても新指導要領作成のための委員会設置の準備を整えつつあつたと考えることができよう。

そこで文部省は、先の教育使節団の一員であり、保健体育の責任者であつた、アイオア大学教授マックロイ博士を招いて、学校体育指導要綱の作成作業を開始するために、八月二三日マックロイ博士に協力する日本側体育

研究委員の候補者を体育課で選出した⁽³³⁾。この委員会は学校別そして保健の部を加えて七部会から組織され、構成メンバーも現場の指導者や体育研究者等を候補者として五九名を選び出したものである。ところが、このように「マックロイの指導下で委員会の運営と思っていたが来日不可能となった⁽³⁴⁾」のでこの委員会は実際には機能されなかったのである。しかしこの委員会構想はこの後の「学校体育研究会」へ継承されたことは、委員会の構成や選出された委員の顔ぶれを見ても確かなことである。

そこでいよいよ指導要領の作成のために「学校体育研究会委員会」が設置されることになるのである。九月十日には委員会委員が文部省より依頼され、一九日には委員会の設置が新聞発表された。そして九月二〇日学校体育研究会の第一回総会が東京女子高等師範学校で開かれ、ここに「学校体育研究会」は漸く発足されることになったのである。

この委員会は大谷武一を委員長とする五五名の体育と保健の両部門の専門家及び国民学校から高等専門学校にわたる教師で組織され、委員は七つの部会に編成された。

そしてこの委員会は四十日にわたって、総会四回、各部委員会四十回という日程で集中審議を重ねたのである。

そこでは指導要領の作成を中心として、「今後の我が国学校体育の在り方即ち刷新を要する根本的諸問題をはじめ実際教授上の内容に関する諸問題⁽³⁵⁾」が討議されたのである。その際忘れてならない点は、この委員会にはコックス博士やノルビル少佐やホームズ女史等が参加したことである。このように委員会の活動に対して総司令部やC・I・Eを中心とする米国の影響がかなりあったことが窺えるのである⁽³⁶⁾。

このようにして十月二九日の総会で次のような二つからなる答申案を審議し、文部大臣に答申したのである。

一 学校体育の刷新改善に関する事項

第一 大学に於ける体育の取扱いに関する事項

第二 体育指導者養成機関に関する事項

第三 体育指導者の再教育に関する事項

第四 体育研究機関に関する事項

第五 選手制度及びシーズン制に関する事項

第六 試合に関する事項

- 第七 体育施設及び用具に関する事項
- 第八 体育に食糧及び勤労等との関係に関する事項
- 二 学校体育指導上の具体的事項
 - 第一 体育要綱作成上の方針
 - 第二 国民学校体育要綱案
 - 第三 中等学校(男子)(案)
 - 第四 " (女子)(案)
 - 第五 高等専門学校(男子)(案)
 - 第六 " (女子)(案)
 - 第七 参考資料⁽³⁷⁾

この答申の二が実際には指導要綱の原案となるのであるが、「学校体育指導要綱」と比較してみると内容や形式が非常に酷似していることが解かる。したがって戦後初めての体育の学習指導要領は、この時点でほぼできあがったと考えることも可能である。ここから、「学校体育指導要綱」が実際に作成されるにあたって、この「学校体育研究委員会」の果たした役割は重要なものであり、且つ決定的であったと考えられるのである。この点について文部省体育課長の「(この答申を)更に文部省にお

いてそれを整理し、連合国軍最高指令部からの貴重な示唆をも受けてこれを学校体育指導要綱としてまとめた」との発言や西田泰介が「今後二、三の行政上の手続があるので未だ公表に至らないが、恐らく新年度から所謂学校体育要目となって実施の運びに至る」と述べていること等から考え合せてもこのことは明らかである。

このような状況の下で、学校体育研究会委員を中心とした新体育普及のための体育研究会や講習会が全国各地で開かれるようになった。⁽⁴⁰⁾ このようないわば戦前流の文部省主導型に対して、十二月二四に「日本体育指導者連盟」が結成され、新体育の伝達や普及に大きな推進力となった点も忘れることはできないであろう。⁽⁴¹⁾ こうして新しい指導要領の理念に沿った新体育は次第に各地に浸透しはじめていったのである。指導要領の形成過程で、これらの普及講習会等の果たした役割も見落すことはできないのではなからうか。

一方、文部省も努力を重ね一九四七年二月二五日から全国体育担当地方事務官会議が、新年度から発足する六・三制の下で学校体育をどのように実施するかを検討するために開かれた。そして、この会議で体育の指導要

領案が初めて口頭ではあるが発表されたのである。本来なら体育の指導要領として正式に発表される予定であったが総司令部との調整がなされてなかったために、とりあえず要領案として文部省体育課長より口頭で発表されたのである。⁽⁴²⁾

その後も引き続き新体育普及のための講習会はもたれていたのだが、三月一三―十七日には新指導要領に即して体育講習会が東京高等師範学校で、同校教官や学校体育研究会委員等を講師として開かれた。⁽⁴³⁾ また三月一―三十一日にかけては「文部省に於て新に制定された学校体育の『学習指導要領』によりその趣旨、内容の普及徹底をはかるため」⁽⁴⁴⁾の学習指導要領（体育篇）普及講習会が全国の地区で文部省と各原の共催で行われた。そして五月には雑誌（新体育）が学習指導要領体育篇の特集号を発売し、そこに学校体育研究委員会の主要なメンバーの解説が掲載されたのである。

そして、五月一二日には文部省体育課長によって「体育の指導要領」(Course of Study: "Physical Education on")と題して、ラジオ番組「教師の時間」で解説放送がなされたのである。⁽⁴⁵⁾ このように新しく出される体育の

指導書は指導要領として、作成過程で考えられて作業が進められてきたのである。そこであらかじめ伝達普及のための講習会等においてもそのように伝えられていたのであった。これは五月二三日に出される学校教育施行規則第二五条により「教育課程、教育内容及びその取扱については、学習指導要領の基準による」と規定されたからでもある。しかし、最終的に八月二〇日に体育局長より通達された時点では、他の教科と違って体育は「学校体育指導要綱」として出されたのである。これはアメリカ流のコース・オブ・スタディーに対する関係者の理解不足から「内容が簡単すぎる等のため」⁽⁴⁶⁾か、「占領軍当局側での体育担当官からさらに教育部内の上級担当官に、最終的に原案が示された段階で、このようなものは指導要領ではないという決定がなされたのではないか」⁽⁴⁷⁾との推測を可能にさせるものであろう。

いづれにしても、戦後初めての体育の学習指導要領は「学校体育指導要綱」として、敗戦後二年を経て、一九四七年八月二〇日に体育局長より全国へ通達されたのである。⁽⁴⁸⁾

要するに、「学校体育指導要綱は、教師の手引書ない

し参考書として出され、民主的・科学的に学校体育を展開するための大綱を示したのである。そして、この指導要綱が出されたことにより、それまでいわれてきた(司令や通達や勅告等で)民主主義体育の理念が目的・内容・方法に具体化され、学校体育が実質的に出発することになったのである」ということができるであろう。

むすび

以上考察してきたように、敗戦直後の混乱と空白の中から次第に、戦後の新しい民主体育は摸索、形成されてくるのであるが、その過程で占領軍総司令部やC・I・Eの担当官等米国側の果した役割や影響力は莫大なものであった。つまり敗戦国である日本は米国を中心とする連合軍の占領管理下におかれ、そこでの基本政策は、総力戦下の軍国主義日本の旧体制を先ず非軍事化し、民主化することに傾注されたのである。この基本政策は、戦後の教育や体育の改革に対しても共通に貫かれたのである。

一九四六年十月二二日、総司令部から「日本教育制度ニ対スル管理政策」が出された。これは戦後初期の日本の教育改革に対する基本方針を示したものと考えられる。

この司令に即して文部省は、十月六日に「終戦ニ伴ウ体錬科教授要項(目)取扱ニ関スル件」を通達したのである。これによって戦時中に体操、武道、教練を中核とする極めて軍事的要素の濃い学校体育科目であった、体錬科の解体作業が着手されたのである。具体的には武道、教練そしてその他の軍事的教材を排除し、指導にあたっては従来軍国調を排斥するよう著しく注意を促したものであり、この通達は禁止的、消極的な性格を有するものであった。しかし、そこには戦後の民主体育への新しい方向を示唆する数々の積極的、建設的主張もすでに窺えるのである。例えば、適切なスポーツ教材の導入や指導法の改善、児童中心の考え方が含まれていた。これらはこれ以後の新体育形成の過程で次第に、整理、体系だてられて、戦後の民主的体育の重要な要素となっていくのである。

一九四六年三月には、日本の教育改革に決定的影響力を与えた「米国教育使節団報告書」によって、先に述べたように民主体育形成のための基本的勸告がなされた。そこには保健・体育・レクリエーションを含む体育の新概念やスポーツ教材の教育性の強調、女子体育の充実、保

健教育の強化、大学体育の創設等が指摘されたのである。また、学校体育の指導要領の起草のために教師を中心とする委員会設置の勧告は、「学校体育指導要綱」の成立にとって重要な契機になったことを忘れてはならない。そしてこの報告書の発表を待って文部省から「新教育指針」が出されるのであるが、十一月一日にその第三分冊の中で「体育の改善」が示された。これは先の報告書の基本的勧告を実施に移す時の処方について、一層具体的な実施策を示したものである。

このような米国や日本の司令、通達等を中心として、戦後日本の新しい民主体育の基本的方向が示され、その中味も次第に形づくられてきたのである。また、この新体育の模索の段階で戦後間もなく出された「新日本教育建設ノ教育方針」にみられる体育論や、若狭会の「新日本教育建設ニ関スル意見」に示された斬新な主張も忘れることはできない。要するに、これらの戦時体育の払拭と新しい民主体育の模索へ向かっての検討努力の延長線上に、戦後学校体育の原点でもあり、戦後学校体育の初めでの指導要領ともいえる「学校体育指導要綱」ができあがるのである。

指導要綱の実際の作成段階では、一九四六年九月二〇日に設置された「学校体育研究委員会」の果たした役割は決定的なものであったといえる。なぜなら、先に述べたように十月二十九日の委員会答申の二に示された、「学校体育指導上の具体的事項」は、後の「学校体育指導要綱」の原案になったものであるからである。これと要綱とを比較してみると内容も形式も酷似しており、また文部省体育課長の先に述べた発言からもこのことは理解できるのである。しかしここで忘れてならないのは、文部省での「体育担当地方事務官会議」の果たした役割である。この会議は戦後間もなく開始され、新体育に対する種々の建議を出すとともに、指導要綱に関しても継続して審議を重ねていたことが本小論においても十分理解することができたのである。特に、六月四日の「学校体育教授要目制定に関する改正意見」の中には、要綱に結実する多くの斬新な事項が含まれていたことを見落としてはならない。

このようにして先の答申を文部省において検討し、総司令部と調整しながら一九四七年二月二十五日に学校体育指導要領案として口頭発表され、漸く八月二〇日に総司

令部との関係があり要領ではなく「学校体育指導要綱」として体育局長より全国に通達されたのである。同時にこのことは戦後の学校体育の歴史に一時期が画されたことになるのである。

- (1) 国民学校体錬科教授要項(教授方針)、井上一男「学校体育制度史」、大修館、一九七〇年、頁三七一
 - (2) 文部省「学校体育指導要綱」、日本書籍、一九四七年、頁一
 - (3) 同書、頁二
 - (4) 宮原誠一他編「資料日本現代教育史1」、三省堂、一九七五年、頁二四
 - (5) 同書、頁二五
 - (6) 文部省「終戦教育事務処理提要」第一輯、一九四五年、頁二〇〇、二〇三
- 国民学校——歩調ヲトリテ歩ク、軍隊遊、ヘイタイゴツコ、軍かん、兵たいさん、魚形水雷
- 中等学校——速歩、囲壁乗越、手榴弾投、くろがねの力、勝鬨、大日本ノ歌、軍艦行進曲ノ教材ハ之ヲ削除スルコト
- (7) 例えば教師達は従来文部省から下される指導要目に従って画一的授業を行うことに慣れていることや戦災直後の食糧難や施設用具の欠如等をあげることができる。「新体育」一九四七年六月号、頁一四には中等学校の教師の声、「体育の科学」一九六五年一月号(特集戦後体育の二〇

年)、高田通「占領下代時の体育」、山岡二郎「中学校体育の変遷」、大田堯編著「戦後日本教育史」、岩波書店、一九七八頁四一—四二等に当時の状況が窺える。教育全般については、仲新「日本現代教育史」、第一法規、一九六九年所収「敗戦と教育の苦悩」頁三一—五一参照

- (8) 「近代日本教育制度史料」、講談社、第二五巻、頁五四九
- (9) 前掲「戦後教育事務処理提要」第一輯、頁六九
- (10) 戦後教育資料I—7、「新日本教育建設ニ関スル意見」、国立教育研究所蔵
- (11) 占領軍総司令部は、はじめ教育指導のために米国の教育専門家からなる情報普及局(The Information Dissemination Section)を置いたが、一九四五年九月二二日民間情報教育局(The Civil Information and Education Section)に改められた。占領当初から日本の教育改革にのり出し、米国教育使節団と共にその果たした役割は大なるものがある。
- (12) 今村嘉雄「近世日本体育概史」、日本体育社、一九五三年、頁一二六
- (13) 伊ヶ崎暁生他編「戦後教育の原典2・米国教育使節団報告書」、現代史出版社、一九七五年、頁八七
- (14) 同書、頁一一五
- (15) (16) 同書、頁八七
- (17) (18) 同書、頁八八
- (19) 伊ヶ崎暁生他編「戦後教育の原典1・新教育指針」、

- 頁一八一―九にこの点が詳しい。
- (20) もともと第一分冊の目次には「体力の増進」となっていた。前川峯雄編「戦後学校体育の研究」、不味堂、一九七三年、頁四五参照
- (21) (22) 前掲、原典1、頁一〇七
- (23) 「例えば籠球、排球、蹴球、ラグビー蹴球、野球、庭球、ホートなどその他適当なものを適宜実施せしめるがよい。なお短距離、長距離、走巾跳、走高跳、棒高跳、砲丸投、円盤投、槍投などのいわゆる陸上競技、鉄棒、平行棒、吊環、鞍馬等の器械体操、スキー、スケートなどの種目も適宜とり入れてよいであろう」と述べている。前掲「新教育指針」頁一〇七
- (24) 同書、頁一〇八
- (25) 前掲、「終戦教育事務処理提要」第一輯、頁二〇〇、また同一一月六日に体育担当地方事務官打合せが開かれ、従来の要目に対して考え方を全く一変する必要があることが文部次官から述べられ、体育の新方針が明示された。
(丹下保夫「戦後における学校体育の研究」東京教育大学体育学部紀要第四号、一九六四年、頁一)
- (26) 前掲、「終戦教育事務処理提要」第一輯、頁二〇〇
- (27) 高田通「学校体育の新発見」(「新体育」所収、頁三) 一九四六年一月
- (28) 前掲、「米国教育使節団報告書」、頁八八
- (29) 文部省体育課長「学校体育指導要綱について」(「新体育」所収、頁一) 一九四七年六月・七月号
- (30) 「体育担当地方事務官会議記録」(「新体育」所収、頁二二―二七) 一九四六年七月
- (31) 前掲、戦後教育資料II-12、「体育担当地方事務官の学校体育教授要目制定に関する改正意見」
- (32) 同資料、「其の他の要望事項」
- (33) 戦後教育資料II-33、「マツタロイ博士ニ協力スル日本側体育研究委員候補者」
- (34) (35) 戦後教育資料II-15「学校体育研究委員会第一回総会に於ける文部次官挨拶」
- (36) 「体育展望」(「新体育」所収、頁二四) 一九四六年十一月
- 例えば委員会の第一回総会でC・I・Eから委員会の運営についての助言として
 FUNDAMENTALS OF A DEMOCRATIC ELECTORAL SYSTEM (民主的選挙の原則)
 FUNDAMENTALS OF A DEMOCRATIC DECISION (民主的決定の原則)
 という二葉の文書が配付されたことなどからもこのことは窺える。(前掲、戦後教育資料II-15)
- (37) 学校体育研究同好会編「学校体育関係法令並びに通牒集」、体育評論社、一九四七年、頁二二―二二二
- (38) 前掲、「学校体育指導要綱について」、頁二、括弧内筆者

- (39) 前掲、「体育展望」、頁二四
- (40) 十一月八日「体育研究会」(「新体育」一九四六年十二月号、頁二九
十一月一八―二五日「民主的体育指導者講習会」(「新体育」一九四六年十二月号、頁二五
十二月二〇―四日「体育大講習会」(「新体育」一九四六年一〇・十一月号、頁二五
- (41) 丹下保夫「戦後十年の体育指導」(「学校体育」所収、頁三〇)一九五五年十一月
- (42) 「体育担当地方事務官会議記録」(「新体育」所収、頁四六)一九四七年五月
- (43) 「新体育」頁十二、一九四七年二・三月
- (44) 同書、頁四七、一九四七年五月
- (45) 江橋慎四郎「占領下初期における体育行政」(「体育の科学」所収、頁七六二)一九七六年十月
- (46) 竹之下休蔵「体育五十年」、時事通信社、頁二九八、一九五〇年
- (47) 前掲、「占領下初期における体育行政」頁七六三
- (48) 学校体育指導要綱の成立時期について諸説が見られるが整理すると、
六月一七日 Approved by Ministry of Education
一一日 文部省検査済
七月一五日 翻刻発行
八月二〇日 体育局長通達(発体七七号)
- (49) 前掲「戦後学校体育の研究」、頁四七、括弧内筆者
(東京家政大学専任講師・一橋大学講師)